

「野々市市いじめ防止条例（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 募集期間 令和7年10月10日（金）から令和7年11月10日（月）まで

2 意見提出者数 4名

3 意見等の概要及び野々市市の考え方

番号	ページ・条	ご意見等の内容	市の考え方
1	前文	理念的な内容だけではなく、何故今、この条例を制定するのか、その経緯がわかる内容を簡記してはどうか。	本市を含め、県、全国において、いじめの認知件数は増えています。この現状を踏まえ、本条例を作成することにしました。学校・家庭・地域が一体となるという理念を示しています。
2	前文	内容はよい。「子供」という漢字での表記に違和感がある。ひらがな表記にしてはどうか。	ご意見を踏まえ、本市の教育振興計画に合わせ、「子ども」と表記します。
3	1ページ 第2条	「関係機関等」について、「警察、児童相談所、その他児童等のいじめの問題に関する機関及び団体」と具体的に記載してはどうか。	ご意見のとおり、具体的に記載いたします。
4	条文の追加	・いじめの禁止 ・校長及び教員による懲戒 ・出席停止制度の適正な運用 の条文を追加してはどうか。学校の毅然とした姿勢を示すとともに、いじめを行う児童等への牽制にもなると感じる。	本内容は、上位法である「いじめ防止対策推進法」に記載されておりますので、市の条例で改めて記載する予定はありません。
5	2ページ 第6条 5ページ 第21条	第6条にある「学校の教職員」 第21条にある「議会」 についての定義を追加してはどうか。	ご意見を踏まえ、「学校の教職員」については第2条において、「議会」については21条において、定義します。
6	1ページ 第4条	「市の責務」に条文を追加 「市は、当事者から教育委員会、学校にいじめ防止等のための対策に著しい問題あると情報提供があったときには、法第28条に規定する市直轄の調査組織の設置など、必要な措置を速やかに講ずる」	法第28条に規定される市直轄の調査組織は、再調査におけるものです。重大事態の調査については、国のガイドラインに基づき、適切に実施します。

番号	ページ・条	ご意見等の内容	市の考え方
7	2 ページ 第 6 条	「教職員の責務」に条文を追加 「学校の教職員は、市、教育委員会、学校又は関係機関等にいじめ防止等の対策に著しい問題があるときは、当事者などに情報を提供するように努める」	著しい問題があったときや措置を怠った時の対応について、条文を追加する予定はありません。 真摯に適切に対策や措置を実行していきます。
	3,4 ページ 第 15~19 条	措置を怠ったときの措置 措置を怠ったときの事実の公表 に関する条文の追加	
8	4 ページ 第 20 条	重大事態調査を行った時の、市民への情報公開・情報提供の条文の追加	重大事態調査の結果の公表については、国の重大事態のガイドラインに基づき、総合的に判断して対応いたします。
9	5 ページ 第 21 条	条文の追加 「市長は、第 1 項の規定による再調査を行ったときは、その結果を当事者に報告しなければならない。」	ご意見のとおり、当事者にも報告をいたします。本内容の項目を追加します。
10	5 ページ 第 22 条	情報公開、情報提供における個人情報の適切な取扱いに関する条文の追加 裁判になったときに公開される情報について、隠蔽せず、誠実にいじめ再発防止のために情報を取り扱うこと	個人情報の取扱いについては、個人情報保護法や、情報公開法に基づいて、適切に対応していきます。
11	全体	私は、イジメは無くならないと思います。子ども達の異変に気付く事は昨今の SNS の中までは介入し難いと思うのです。これは先生の仕事じゃ無いのではないかと、この様な問題が見受けられ、報告を受けたら、一応窓口にはなるものの、あとは司法に委ねる方が良いと思います。 イジメ調査もそれこそ SNS を使って学校を通さず直接弁護士さんなど、司法の方に行くようにして、司法の方から学校に連絡が行くようなシステムが出来たらと私的には思います。これ以上先生方の負担が増えると、生徒に教える事も他の生徒の事もおざなりになり、先生の方が精神的にキツくなつて悪循環になる事を懸念します。	学校・家庭・地域が一体となって、子ども達が安全・安心な環境で成長できる社会を実現できるよう、努めていきます。